

令和4年10月19日  
(一社)建設コンサルタンツ協会  
本部事務局

## 会員会社に対する懲戒処分について

(一社)建設コンサルタンツ協会は、本日、当協会会員会社であるパシフィックコンサルタンツ株式会社に対して、下記のとおり、懲戒処分を行いました。

### 記

#### 1. 懲戒処分の内容

「会員権の停止（令和4年10月21日～同年12月19日までの間）」

#### 2. 懲戒処分理由

パシフィックコンサルタンツ株式会社元社員は、公契約関係競売入札妨害罪により、懲役1年（執行猶予3年）の判決を受け、令和4年6月24日にその刑が確定した。

同社は、同年10月7日、元社員の行為により国土交通省関東地方整備局から、建設コンサルタント登録規程第12条第1項の規定に基づく登録停止措置を受けたところであり、このような行為は、当協会の「倫理綱領」に違反し、協会の名誉を著しく毀損するものである。